# 令和2年第9回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和2年9月29日(火) 13時30分~14時10分

1 場 所 南有馬庁舎 3階大会議室

1 出席者の氏名

田良二 教育長 永 教育委員 近 藤 孝 信 教育委員 塩 田 絹 代 教育委員 吉 英則 田 教育委員 松尾 哲

- 1 欠席者の氏名
- 1 構成員以外の出席者の氏名

教育次長 栗 政 田一 教育総務課長 苑 田 和 良 学校教育課長 治 本 村 英 生涯学習課長 南 原 伸 治 スポーツ振興課長 出 作 野 俊 文化財課長 出 野 博 明 世界遺産推進室長 松 本 慎 教育総務課総務班長 荒木 弘

- 1 議事日程
  - 第1 開会
  - 第2 前回会議録の承認
  - 第3 会議録署名人の指名
  - 第4 教育長報告
  - 第5 議案審議

議案第45号 南島原市立有家小学校、南島原市立蒲河小学校及び南島原市立新切小学 校の廃止について

議案第46号 南島原市立有家小学校の設置について

議案第47号 南島原市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に ついて

議案第48号 南島原市学校運営協議会準備検討委員会設置要綱の制定について

報告第6号 財産の取得について (GIGAスクール対応教育用端末)

- 第6 その他
  - (1) 有家ブロック小学校統合に係る「統合小学校の校章、校旗」及び「統合小学校 の校歌」について
  - (2) 次回教育委員会定例会の開催について
  - (3) その他
- 第7 閉会

### 日程 第1 開会

永田教育長

<開会あいさつ>

永田教育長

それでは、只今から、「令和2年第9回定例会」を開会いたします。

## 日程 第2 前回会議録の承認

永田教育長

日程第2「前回会議録の承認」ですが、委員の皆さんには、事前にご確認をい ただいております。

署名人につきましては、「第8回定例会」分は、近藤委員を、「第2回臨時会」 分は、塩田委員を指名しておりましたので、ここで、署名をお願いいたします。

〈令和2年第8回定例会…近藤委員が署名〉

〈令和2年第2回臨時会…塩田委員が署名〉

## 日程 第3 会議録署名人の指名

永田教育長

日程第3「会議録署名人の指名」ですが、今回は、「吉田委員」にお願いした いと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

それでは、会議録署名人に「吉田委員」を指名いたします。

#### 日程 第4 教育長報告

永田教育長

日程第4「教育長報告」を行います。

この報告につきましては、教育次長から説明させます。

教育次長

(別紙により、令和2年8月27日から令和2年9月24日までの諸会議及び諸行事の結果等の概要について報告)

永田教育長

只今の報告について、何かお尋ねなどはございませんか。

永田教育長

特にないようですので、以上で、「教育長報告」を終わります。

#### 日程 第5 議案審議

永田教育長

続きまして、日程第5「議案審議」を行います。

永田教育長

議案第45号「南島原市立有家小学校、南島原市立蒲河小学校及び南島原市立 新切小学校の廃止について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

議案第45号「南島原市立有家小学校、南島原市立蒲河小学校及び南島原市立 新切小学校の廃止について」をご説明いたします。

提案理由としましては、南島原市立小学校適正規模・適正配置実行計画に基づき、南島原市立有家小学校、南島原市立蒲河小学校及び南島原市立新切小学校を廃止したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1号の規定により、教育委員会の決定を要するため、提案をするものであります。

次のページをご覧ください。

1 教育財産の内容、(1)所在地及び名称について、掲載しております。

次に、(2)建物でございますが、 建物の名称、構造、面積について、掲載 しております。

最後に、2 廃止する期日でございますが、令和3年3月31日としております。

以上で、議案第45号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長

特にないようですので、お諮りします。

「議案第45号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第46号「南島原市立有家小学校の設置について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

議案第46号「南島原市立有家小学校の設置について」をご説明いたします。 提案理由としましては、南島原市立小学校適正規模・適正配置実行計画に基づき、南島原市立有家小学校を設置したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1号の規定により、教育委員会の決定を要するため、提案をするものであります。

1 教育財産の内容、(1) 所在地及び名称につきましては、 南島原市有家町久保180番地1 南島原市立有家小学校

(2) 建物につきましては、

施設名称 構 造 面積

校 舎 鉄筋造 5,292㎡

体育館 鉄筋造 1,287 m<sup>2</sup>

2 設置する期日につきましては、

令和3年4月1日としております。

以上で、議案第46号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長

特にないようですので、お諮りします。

「議案第46号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第47号「南島原市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を

改正する条例について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

議案第47号「南島原市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正 する条例について」をご説明いたします。

提案理由としましては、南島原市学校設置条例の一部を改正する条例(平成31年南島原市条例第40号)において、南島原市立有家小学校、南島原市立蒲河小学校及び南島原市立新切小学校の3校を統合して令和3年4月1日に「(仮)南島原市立有家小学校」を設置することとしておりましたが、統合後の学校の名称を定めるため、所要の改正を行うものであります

1ページには、改正する条例の概要を示しております。別表第1の改正規定中「(仮称) 南島原市立有家小学校」を「南島原市立有家小学校」に改める。

附則として、この条例は、公布の日から施行するとしています。

2ページには、新旧対照表、3ページには、改正条例案の全文を添付しております。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長

特にないようですので、お諮りします。

「議案第47号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第48号「南島原市学校運営協議会準備検討委員会設置要綱の制定 について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

議案第48号「南島原市学校運営協議会準備検討委員会設置要綱の制定について」をご説明いたします。

提案理由としましては、南島原市学校運営協議会(コミュニティ・スクール) の設置に向けて必要事項を検討するため要綱を制定するものであります。

1ページには、要綱案の全文を添付しております。

要点を説明させていただきます。

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する 学校運営協議会南島原市立小中学校における設置のための必要事項を検討する ため南島原市学校運営協議会準備検討委員会を設置する。としております。

第3条 検討委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校運営協議会の設立及び運営の検討に関すること
- (2)前号に掲げるもののほか、学校運営協議会の設置について必要な事項に関すること。

第4条 検討委員会は、委員20人以内で組織する。としております。

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から学校運営協議会が

設置される日までとする。としております。

2ページをご覧ください。

附則として、この告示は、令和2年10月1日から施行する。としております。 以上で、議案第48号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長

特にないようですので、お諮りします。

「議案第48号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第48号は、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、報告第6号「財産の取得について(GIGAスクール対応教育用端末)」 を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

報告第6号「財産の取得について(GIGAスクール対応教育用端末)」をご説 明いたします。

次のとおり教育財産を取得するため、議会の議決を経る必要があり、令和2年 第3回南島原市議会定例会へ提案したので、南島原市教育委員会の権限事務の 一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告する ものであります。

1 財産の種類 教育用端末(2,260台)

2 契約の方法 制限付一般競争入札

3 契約金額

1億2571万6140円

4 契約の相手方 長崎県長崎市田中町585番地5

扇精光ソリューションズ 株式会社

代表取締役 濵口 晴樹(はまぐち はるき)

資料1ページには、対象校一覧及び調達数を、2ページ及び3ページには、端 末の詳細仕様書を、4ページには、導入設定作業項目を添付しております。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

近藤委員

端末2,260台は、小学校何年生以上でしょうか。

学校教育課長

小学校4年生以上です。

近藤委員

かなり多い台数と思います。

全国的にも一斉に導入がされ、集中すると思いますが、納入時期は、いつ頃を 予定されているのでしょうか。

学校教育課長

年明けを予定しておりますが、年内に納入の可能性もございます。

永田教育長

他にございませんか

特にないようです。

「報告第6号」につきましては、規則に基づき、教育委員会に報告するもので ございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

日程 第6 その他

永田教育長

続きまして、日程第6「その他」に移ります。

永田教育長

第1号「有家ブロック小学校統合に係る『統合小学校の校章、校旗』及び『統合 小学校の校歌』について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

(有家ブロック小学校統合に係る『統合小学校の校章、校旗』及び『統合小学校 の校歌』について)説明。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長

特にないようですので、第1号「有家ブロック小学校統合に係る『統合小学校の 校章、校旗』及び『統合小学校の校歌』について」を終わります。

永田教育長

次に、第2号「次回教育委員会定例会の開催について」を議題とします。

次回の定例会は、10月29日、木曜日、午後2時から開催する予定としておりますので、よろしくお願いします。

永田教育長

最後に、第3号の「その他」でございますが、皆様方から、何かございません

でしょうか。

永田教育長

特にないようですので、第3号の「その他」を終わります。

日程 第7 閉会

永田教育長

以上を持ちまして、本日の定例会を閉会いたします。 委員の皆様、大変、お疲れさまでございました。

閉会 14時10分

会議録署名人

教育委員

記録職員